別紙(第3条関係)

貸付(使用)条件

貸付料は、1日あたり5.6円／㎡(消費税別)
水道使用料は月ごとに算出し、基本使用料は2,000円(消費税別)、また、使用水量が10㎥を超えた場合は1㎥あたり200円(消費税別)を加算

1　貸付料は、当社の発行する請求書により指定する口座へ指定期日までに振り込むものとする。同様に水道使用料についても別途請求するものとする。ただし、貸付料は貸付期間中といえども変更することができるものとする。

2　使用者は、この土地を使用目的(用途)に従って利用し、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

3　使用者は、この土地の形状を変更しようとするとき又は工作物を新増設(改良その他の行為を含む)若しくは修繕しようとするときは、事前に文書をもって当社の承認を得なければならない。

4　この土地の保全又は修繕に要する経費は、すべて使用者の負担とする。

5　使用者は、この土地の使用権を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に提供しないものとする。

6　使用者は、この土地の使用によって第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は自己の責任において損害の発生を防止し、第三者に損害を及ぼした場合は、自己の負担において賠償しなければならない。

7　当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、この貸付承諾を取り消しすることができる。この場合において、当社が被害を被ったときは、使用者は速やかにその損害を賠償するものとする。
(1)　使用者が、この貸付（使用）条件を遵守しないとき。
(2)　使用者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者）に該当すると認められたとき。また、反社会勢力が運営に関与していると認められたとき。
(3)　当社が、この土地を必要とするとき。

8　貸付期間が満了した場合又は前記 7(1)の規定によりこの貸付承諾を取り消した場合においては、使用者の負担でこの土地を当社の指定する期日までに原状に復して当社に返還しなければならない。

9　使用者が、善良な管理者の注意を怠り、又は不当に使用し、若しくは当社が不可抗力と認める以外の理由でこの土地を滅失し、又は損傷した場合は、使用者は原状の回復及び損害の賠償の義務に任じ、これによって生じた費用は、いかなる名目をもってするも当社に請求しないものとする。

10　貸付期間が満了した場合又は、上記7によりこの承諾を取り消しした場合において、使用者に損害が生じても、使用者は当社にその賠償を請求しないものとする。

11　この使用条件に定めなくかつ必要な事項については、別に指示するものとする。

注）この土地及び周辺地域に、使用目的に伴う会場看板や周知・案内・誘導看板等の設置を行う場合、茨城県屋外広告物条例により届出(屋外広告物許可申請)が必要です。

（提出先：ひたちなか市役所　都市計画課）